

●当館主催「日本文化月間」のお知らせ

当館は「日本文化月間」の一環として、10月4日(火)から10月16日(日)までクリチバ市のシネマテカにおいて、「日本映画上映会」を開催いたします。

日本の伝統的な映画を始め、最近の人気作も上映されます。

上映スケジュールは当館ホームページをご参照ください。

http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/eventos_j.html

皆様のご参加をお待ち申し上げております。

シネマテカ所在地：

Rua Carlos Cavalcanti, 1174

Tel: (41)3321-3252

●平成24年度前期用無償教科書給与申請開始のお知らせ

1. 在クリチバ日本国総領事館では、管轄地域に在住する義務教育学齢期の小学校1年生から中学校3年生までの日本人の子女のため、平成24年度前期用教科書配布のための申請を受け付けます。御希望されるご父兄の皆様は、以下の要領にてお申し込み下さい。

◆申込締切日：10月14日(金) (必着)

◆必要書類：教科書申込書(当館サイトである<http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/kyokasho.html>より入手可能。子女1人につき1枚必要です。)、子女の日本国旅券(身分事項記載頁、査証のある頁及び日本国出入国管理局の出国印が押印されている頁の写し)及びブラジル政府発行身分証明書(写し)等。

◆申込方法：当館領事班窓口にて提出、FAX、E-mail又は郵送。申込み後に、当館領事・日系社会班に教科書申込書等が届いているかどうかを必ずご確認ください。

◆受領方法：当館領事班窓口(代理受領可能)、遠隔地に在住の方は郵送(郵送料等は申請者ご負担。申請者による着払い可能な郵送方法が存在する場合のみお受けすることができます)

◆日本の小学校及び中学校用の教科書全科目

(ご参考：<http://www.joes.or.jp/kyokasho/img/syuppansya.jpg> 海外子女用教科書一覧)

《注意》在留届を提出しているだけで自動的に教科書が給与されることはありませんので、御留意願います。

2. 平成24年度の義務教育学齢期

(1) 平成9(1997)年4月2日生まれから平成10(1998)年4月1日生まれが中学3年生

(2) 平成17(2005)年4月2日生まれから平成18(2006)年4月1日生まれが小学1年生

3. 無償給与対象者の条件

(1) 保護者の海外赴任等に伴い、当館管轄内に便宜的にブラジルの永住権を取得し長期滞在する日本国籍（又は二重国籍）を有する義務教育学齢期の子女。

(2) 日本国籍保持者でブラジル永住権を取得しているが（又は二重国籍）、将来、日本で中学校や高等学校に進学、又は就労する意志を有する義務教育学齢期の子女。

4. 給与対象とならない方

(1) 永住者の子女（但し、永住権を取得しているものの（又は二重国籍）、将来、日本で学校教育を受けること等が具体的且つ明白である場合を除く）

(2) 日本国籍を有さない子女

無償給与は該当学年の1セットのみですので、他学年分等の入手を希望する場合、又は給与対象者以外の方は、最寄りのOCS（海外新聞普及株式会社）を通じての入手（要各自にて購入）を御願い致します。（ホームページ：http://www.ocs.co.jp/office/addover_expsub.html）

なお、当国ではリオ・デ・ジャネイロ所在のOCS YACON（TEL：021-2439-8277）で手配をしている模様です。

5. 拡大教科書のご案内

上記1.の配付対象者で、両眼の視覚障害がある子女は拡大教科書の配布を選択できます。拡大教科書での配布を希望する方は、本件教科書申込書に「拡大教科書：希望有り」欄に○を明記してください。申込締切日は、一般教科書と同日でございます。

なお、一般教科書と拡大教科書を両方申し込むことはできず択一となりますので、ご注意ください。

*「拡大教科書」とは弱視児童生徒のために検定済教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行されているものです。

7. 教科書配布期間

前期教科書は例年3月から4月頃に受領となります。教科書が当館に到着しましたら、当館から配布対象者に受領方法確認のご連絡をしますので、お支払い方法等につきましては、その際にご確認ください。お引き取りは必ず1ヶ月以内にお願ひします。

8. 教科書追加送付申請について

(1) 上記無償教科書給与申込時期に手続きができなかった場合でも、当館に対する教科書追加送付申請をすることによって、本邦の教科書追加送付業務委託先である（財）海外子女教育振興財団より教科書を無償で受け取ることができます（申請者より直接、同財団へ注文はできませんのでご注意ください）。

(2) なお、義務教育用の教科書は無償給付となりますが、同財団に対する手数料(1,000円)及び日本からの送料は先払いによる自己負担となります。申込み前に送料を確認されたい方は、同財団へお問い合わせください。

(3) 教科書追加送付申込みは当館にて受付いたしますので、教科書追加送付申請書(当館備付)を当館窓口へ直接、御提出頂くか、FAX、E-mailまたは郵送にてお送りください。同申請書が外務省を通じて同財団に届き次第、同財団より申請者宛に直接ご連絡させていただきます。

● (財) 海外子女教育振興財団

ホーム・ページ：<http://www.joes.or.jp/>

東京事務所：〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル6階

電話：(03)4330-1341

FAX：(03)4330-1355

E-mail：service@joes.or.jp

関西分室：〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビル3階

電話：(06)6344-4318

FAX：(06)6344-4328

E-mail：kansai@joes.or.jp

【申込み先】

在クリチバ日本国総領事館 領事・日系社会班

Consulado Geral do Japao Rua Marechal Deodoro, 630-18and.

Curitiba-Parana, Brasil CEP: 80010-912

TEL: (55-41) 3322-4919, FAX: (55-41) 3324-3349 (領事・日系社会班直通)

E-MAIL: vistocwb@terra.com.br

● クリチバ治安情報 (当館が所在するセントロ地区における「儲け話」を装った詐偽事件の発生)

9月26日付当地ガゼッタ・ド・ポーヴォ紙はクリチバ市セントロ地区において儲け話を装った詐欺事件が多発している旨報じていますので、概要以下のとおりお知らせ致します。

1. 9月26日、第1管轄区警察署は、クリチバ市セントロ地区において詐欺事件(所謂「儲け話」を装った詐偽事件)が9月に多発している旨注意喚起を行った。

マルチンス署長によると詐欺師が所謂「パコ」及び「偽造当たりくじ」を利用し儲け話を装う手口である旨言及。同署長によると「確実な統計数字は無いが、詐欺行為がセントロ地区において多発している」旨述べた。

2. 同署長によると「パコ」とは、詐欺師が、高額な現金を偽装した紙札束を入れた紙袋を利用する手法。当初、犯人は被害者が誤って同紙袋を遺失したかの如き振る舞い親切に話しかけ、最終的に被害者の目先の利益(儲け心)及び即決を煽り現金を騙し取る。

具体的には、(1) 被害者が誤って遺失したとする同紙袋(偽装高額現金)を犯人が親切に拾得したので、同紙袋と引き換えに右代償(現金)を迫り儲け心を煽るもの、(2) 第三者が遺失したとする同紙袋(偽装高額現金)を山分けするので、同現金を数える時間が無いとして被害者が所有する現金全てを得られれば、同袋の現金全額を譲渡するとした即決を煽るもの。

3. また、「偽造当たりくじ」は、詐欺師が被害者に対し当たりくじを遺失したのではと問いかけ、右見返りを要求する方法や、被害者に対し同偽造当たりくじの買い取り即決を迫る手口も存在する。

4. 9月26日、市民警察第1管轄区は、クリチバ市セントロ地区において青年に詐欺行為を行っていた男(46才)を現行犯逮捕した。同罪で3度も逮捕されている同容疑者は、被害者の儲け心を巧みに利用した旨述べた。

5. 詐欺師による被害額は高額となり、ある女性被害者は詐欺師の銀行口座に10万レアルを送金し、他事件では男性被害者が偽造当たりくじに4.5万レアルを支払った。、ぜん息、心臓病の要因となる。